

## 特集

矯正施設における被害者等の心情等の  
聴取・伝達制度の運用開始について法務省矯正局成人矯正課  
同 少年矯正課

## 1 はじめに

令和5(2023年)年12月1日から、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始しました。本制度は、矯正職員が、これまで接する機会があまりなかった、現に収容している受刑者または在院者(以下「受刑者等」と表現します)の事件に係る被害者や御遺族の方々に直接向き合うという新たな施策であること等を踏まえ、矯正局において、有識者から構成される検討会の開催、担当職員に対する集合研修の実施など、円滑な制度の導入に向けた各種準備を進めてきました。

本稿では、矯正施設において新たに運用を開始した本制度の概要及び運用方法等について、紹介させていただきます。

## 2 制度概要

## (1) 制度を御利用いただける方々とその期間

本制度を御利用いただける方々は、①加害者である受刑者等が刑または保護処分を言い渡される理由となった犯罪または刑罰法令に触れる行為に係る被害者御本人(被害者が法人に当たる場合の同法人も含む)、②その法定代理人、③被害者の方が亡くなったり、その心身に重大な故障がある場合の、その配偶者や直系の親族、兄弟姉妹の方です。また、被害者の方と婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方その他被害者との間で親族と同様の人間関係にある方々についても、法令上の「その配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」には当たらないものの、運用上、本制度を利用できることとしています。

本制度を御利用いただける期間は、加害者である受刑者等が刑または保護処分を言い渡される理由となった犯罪または刑罰法令に触れる行為により、刑事施設または少年院に収容されている間に限られます。なお、収容予定期間等については加害者処遇状況等通知制度<sup>(※1)</sup>を御利用いただくことで知ることができます。

## (2) 聴取・伝達の流れ

被害者等の方々のお気持ち等(以下「心情等」と表

現します)をお伺いし(聴取)、加害者に伝える(伝達)方法は、原則として口頭によることとしています<sup>(※2)</sup>。これは、被害者等の方々の御意向を正確に把握することが求められること等を踏まえたものですが、聴取については、口頭に限った場合、被害者等の方々に大きな負担を掛けてしまう場合もあるため、一定の場合には、書面を提出していただく形での聴取も可能となっています。

それでは、受付から伝達までの各段階における流れについて説明します。

## ア 受付及び受理

申出の受付は、全国の矯正管区・矯正施設(刑務所・少年院・少年鑑別所)(以下「受付機関」と表現します)において行っており、申出をされる方(以下「申出人」と表現します)には、所定の申出書様式「心情等聴取・伝達申出書」<sup>(※3)</sup>に必要事項を記入の上、矯正管区または矯正施設に御提出をいただきます。その際、申出人の本人確認資料等も提出または提示していただきます。

なお、申出書等の提出・提示は、窓口で直接御持参いただくほか、郵送により行うこともできます。

受付機関は、必要な確認を行った後、加害者を収容している施設(以下「加害者収容施設」と表現します)に申出書や本人資料等を送付します。加害者収容施設は、申出人が、前記2(1)の本制度を御利用いただける方々に該当することを確認し、受理します。

## イ 聴取

申出書を受理した場合には、加害者収容施設が聴取を実施します。

聴取方法については、口頭または書面の提出がありますが、口頭で行う場合の具体的な方法として、各施設の担当者(以下「被害者担当官」という。記3を参照)による対面での聴取のほか、いわゆるオンラインシステムを活用する方法、加害者収容施設に代わって他施設の被害者担当官が対面での聴取を実施する方法があります。また、聴取場所についても、加害者収容施設やその近

(※1) 加害者処遇状況等通知制度については、受付機関で御案内しているほか、法務省ホームページ(受刑者に係るページ：[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji\\_keijil1-2.html#3](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-2.html#3)、在院者に係るページ：[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji\\_keijil1-5.html#6](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-5.html#6))にも掲載しています。

(※2) 本稿では、便宜上、法令上の用語である「心情等」、「聴取」等の表現を用いています。

(※3) 申出書の様式については、受付機関の窓口で準備しているほか、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/>)にも掲載しています。

隣施設において実施する方法のほか、被害者等の方々の居住地の近隣施設において実施する方法等があります。加害者収容施設は、聴取日時・方法・場所等について、これらの選択肢を幅広くお示ししつつ、申出人の御意向を確認・調整しながら決定し、決定内容を記載した心情等聴取通知書を送付します。

また、聴取時には、被害者等の方々が、例えば同性の職員を同席させることを希望された場合には、できる限り配慮するほか、被害者等の方々の不安や緊張の緩和のためなど、相当と認められる場合には、被害者支援団体の職員等の同席を認めることができるものとしています。同席を認める方の範囲については、特定の組織に属していることや被害者等の方々との間に特定の関係性を求める運用とはしておらず、施設長が個別的に判断します。

なお、聴取しないこととしたときは、その旨を「心情等の聴取をしない旨の通知書」により通知することとなっていますが、本制度では、聴取することが原則であり、聴取しないこととするのはあくまで例外的な場合に限られます。

口頭で聴取した結果については、被害者担当官が「心情等録取書」にまとめ、申出人にお示しして読み上げ、内容を御確認いただきます。また、聴取した心情等について加害者へ伝達するかどうか、加害者への申出人の氏名を伝達するかどうか、心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けるかどうか、通知を希望する場合のその内容(被害者等の心情等について述べたこと、被害弁償または感謝の措置について述べたこと、被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと)等についての御希望を確認し、最後に、心情等録取書への記入及び署名を求めます。

書面による聴取の場合は、加害者収容施設から、心情等聴取通知書と共に「心情等記述書」を送付しますので、そちらに心情等を記載していただいた上、御提出いただくこととなります。

#### ウ 伝達

加害者への伝達については、申出人の心情等の内容を記載した「心情等録取書」または「心情等記述書」のうち、伝達する部分を転記して作成した「心情等伝達書」を、加害者の前で読み上げて行います。

なお、心情等の全部またはその一部を伝達しない場合としては、心情等の伝達により、加害者の精神の状況を著しく不安定にさせること、被害者等への逆恨みを生じさせることその他の理由によりその改善更生を著しく妨げるおそれがあるときなどが想定されますが、聴取しないことと

する場合と同様にあくまで例外的な場合に限られます。

このほか、少年院においては、在院者に心情等の伝達をするときは、あらかじめ申出人の承諾を得た上で、できる限り在院者の保護者等に同席を求めるものとしておりますが、これは、被害弁償等、在院者のみでは判断や対応が困難な内容について、保護者等の協力を得ることが望ましい場合があることなどの理由によるものです。

加害者に伝達したときは、その旨および伝達した日、伝達しないこととしたときはその旨について「心情等伝達結果通知書」により通知することとされています。また、心情等を伝達した際に加害者が述べたことに関する通知の御希望がある場合は、同通知に記載します。

伝達結果の通知を受けて、同一の申出人から、再度お申出いただくこともできます(制度利用の回数制限はありません。再度の利用の場合、申出に必要な書類の一部を省略できることがあります)。

### 3 被害者担当官等について

本制度の運用開始に当たり、全国の刑事施設および少年院に被害者担当官を配置しており、原則として、各庁男女1名以上を指定することとしています。被害者担当官は、加害者処遇を担当する部署から指名されます。こうした部署から指名されることとした趣旨としては、被害者等の方々と接するに当たっては、一般的な処遇内容はもちろん、本人の処遇状況等について把握していることが望ましいと考えられることにあります。

また、各施設の上級庁である矯正管区においても本制度の担当者を置くこととしており、施設の運用をサポートするほか、制度に関する広報や問合せ等の対応を担うこととしています。

### 4 おわりに

本制度の導入に当たり、制度設計や職員研修の実施等において、全国被害者支援ネットワークや各都道府県の被害者支援センターの皆様にご多大なる御協力をいただきました。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

本制度は運用を開始したばかりであり、まずは安定的な運用に努めていく必要がありますが、制度の充実を図っていく上では、被害者等の方々に、本制度を知っていただき、御利用いただくことが大切であると考えています。

今後は、関係機関と連携しながら、制度の広報もより一層進めていき、真の意味で被害者の方々に十分に寄り添った運用となるよう、今後も検討を重ねてまいります。

(以上)